

国立大学法人東京外国語大学学則

〔昭和 52 年 4 月 1 日〕
〔制 定〕

改正	昭和 53 年 4 月 1 日	昭和 54 年 4 月 1 日
	昭和 55 年 4 月 1 日	昭和 56 年 4 月 1 日
	昭和 56 年 7 月 1 日	昭和 57 年 4 月 1 日
	昭和 58 年 7 月 1 日	昭和 59 年 4 月 1 日
	昭和 60 年 4 月 17 日	昭和 61 年 4 月 5 日
	昭和 61 年 4 月 16 日	昭和 61 年 10 月 22 日
	昭和 62 年 3 月 13 日	昭和 62 年 4 月 6 日
	昭和 63 年 1 月 20 日	昭和 63 年 4 月 1 日
	昭和 63 年 4 月 7 日	平成 元年 4 月 1 日
	平成 元年 4 月 19 日	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 2 年 6 月 27 日	平成 3 年 3 月 6 日
	平成 3 年 4 月 1 日	平成 3 年 4 月 12 日
	平成 3 年 12 月 19 日	平成 4 年 4 月 1 日
	平成 4 年 6 月 19 日	平成 5 年 1 月 19 日
	平成 5 年 4 月 1 日	平成 6 年 2 月 2 日
	平成 6 年 10 月 12 日	平成 7 年 6 月 7 日
	平成 8 年 4 月 1 日	平成 9 年 5 月 28 日
	平成 10 年 4 月 23 日	平成 11 年 4 月 1 日
	平成 11 年 4 月 28 日	平成 12 年 4 月 1 日
	平成 13 年 4 月 1 日	平成 13 年 7 月 31 日
	平成 14 年 1 月 30 日	平成 14 年 9 月 25 日
	平成 15 年 4 月 1 日	平成 15 年 4 月 30 日規則第 26 号
	平成 15 年 9 月 19 日規則第 46 号	平成 16 年 3 月 26 日規則第 44 号
	平成 18 年 3 月 28 日規則第 13 号	平成 19 年 2 月 27 日規則第 3 号
	平成 19 年 10 月 2 日規則第 67 号	平成 20 年 1 月 7 日規則第 1 号
	平成 20 年 3 月 25 日規則第 24 号	平成 21 年 3 月 31 日規則第 9 号
	平成 22 年 9 月 28 日規則第 48 号	平成 23 年 3 月 29 日規則第 7 号
	平成 23 年 11 月 22 日規則第 41 号	平成 24 年 3 月 30 日規則第 85 号
	平成 25 年 3 月 26 日規則第 7 号	平成 26 年 3 月 27 日規則第 29 号
	平成 27 年 3 月 27 日規則第 75 号	平成 28 年 3 月 25 日規則第 9 号
	平成 28 年 7 月 26 日規則第 83 号	平成 28 年 11 月 8 日規則第 86 号
	平成 31 年 1 月 25 日規則第 2 号	令和 2 年 3 月 26 日規則第 28 号
	令和 2 年 6 月 30 日規則第 48 号	令和 3 年 11 月 30 日規則第 40 号
	令和 4 年 3 月 22 日規則第 10 号	令和 4 年 12 月 20 日規則第 126 号
	令和 6 年 3 月 26 日規則第 29 号	

東京外国語大学学則の全部を次のように改正する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 東京外国語大学（以下「本学」という。）は、世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にわたり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深めることを目的とする。

第 2 章 構成等

第 1 節 目的及び学科並びに収容定員

(学部目的)

第 2 条 言語文化学部は、世界諸地域の言語と文化に精通し、言語や文化の壁を越えたコ

コミュニケーション能力とコーディネート能力を備え、国内外において言語間・文化間の架け橋となり、新たな価値観の創成に寄与する人材を育成することを目的とする。

2 国際社会学部は、世界諸地域の複雑な仕組みを把握し、分析するリサーチ能力と、グローバルな視点から問題を解決する実践的な能力を備え、国内外において、社会・政治・経済等の領域で活躍できる人材を育成することを目的とする。

3 国際日本学部は、国際的な視野から日本を総合的に学び、世界における日本を真に理解し、世界に向けて日本を発信する力及び多文化化する日本の問題解決に資する知識と協働力を備えた人材を育成することを目的とする。

(学科及び収容定員)

第3条 本学に置く学部の学科及び収容定員は、次表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第3年次 編入学 定 員	収容定員
言語文化学部	言語文化学科	335人	10人	1,360人
国際社会学部	国際社会学科	335人	10人	1,360人
国際日本学部	国際日本学科	75人	10人	320人
合 計		745人	30人	3,040人

第2節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第4条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、次の各号に掲げる者の修業年限は、当該各号に定める年限とする。

(1) 第15条の規定により第2年次に編入学等を許可された者 3年

(2) 第11条第2項及び第15条の規定により第3年次に編入学等を許可された者 2年

2 第41条に規定する科目等履修生(大学の学生以外の者に限る。)として本学において一定の単位を修得し、本学に入学を許可された者で当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、2年を超えない期間を前項本文に規定する修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第5条 学部 に在学できる年限は、8年とする。

2 第2年次までの在学年限は、前項の規定にかかわらず、4年を超えることはできない。

3 第11条第2項及び第15条の規定により編入学等を許可された者は、前条第1号及び第2号に定める修業年限の2倍に相当する年限を超えて在学することができない。

4 前条第2項により修業年限に通算する期間がある場合における在学年限は、4年から当該期間を控除した年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を春学期、夏学期、秋学期及び冬学期に分ける。

2 前項の各学期の期間は、別に定める。

(休業日)

第8条 授業の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏期休業日

(4) 冬期休業日

(5) 春期休業日

2 学長は、必要があるときは、前項の休業日に授業を行い、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 第1項第3号から第5号の期間は、別に定める。

(建学記念日及び創立記念日)

第9条 本学の建学記念日は、11月4日とし、創立記念日は、4月22日とする。

第4節 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(入学資格)

第11条 学部に入學することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

2 第3条の表に掲げる第3年次に編入學することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 大学において2年次以上在學した者

- (3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (4) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定するものに限る。）
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- (6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (8) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年以上の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (9) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）へ編入した場合の在学すべき年数が2年以上又は1年以上と定められているもの
- (10) その他本学において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者
（入学の出願）

第12条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び必要書類を添えて学長に願出しなければならない。

（入学者の選考）

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第14条 前条の規定による合格者で入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料徴収免除又は猶予申請を受理された者を除き、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（編入学、転入学、再入学及び転学部）

第15条 第11条第2項に定める第3年次編入学者のほか、次の各号の一に該当する者で、本学に入学を志願する者があるときには、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 大学において1年次以上在学し、所定の単位を修得した者
- (3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (4) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定するものに限る。）
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める

基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)

(6) 外国において、学校教育における13年以上の課程を修了した者

(7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における13年以上の課程を修了した者

(8) 我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における13年以上の課程を修了したとされる者に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(9) 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

(10) その他本学において、前各号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者

第16条 転学部を志願する者については、別に定めるところにより、転学部を許可することがある。

2 転学部に関する規則は、別に定める。

第17条 再入学を志願する者については、別に定めるところにより、再入学を許可することがある。

2 再入学に関する規則は、別に定める。

第5節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方法)

第18条 教育課程は、学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成する。

(授業科目の区分)

第19条 学部で開設する授業科目の区分は、別に定める。

(教職科目)

第20条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める教員の免許状を得ようとする者のために、教職科目を開設する。

2 授与資格を得させることができる教育職員免許状の種類及び免許教科については、別に定める。

(開設授業科目及び履修方法等)

第21条 第19条及び第20条の規定により開設する授業科目及び単位数、並びに履修方法等については、別に定める。

(単位の計算方法)

第22条 授業科目等の単位数は、1単位の授業科目が45時間の学修を必要とする内容をもって構成されることを標準として、次の基準により計算する。

(1) 講義については、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

(2) 演習及び実技については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、毎週3時間15週の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第23条 授業科目を履修した学生に対しては、試験やレポートその他の方法により学修

の成果等を評価し、合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第24条 各授業科目の成績、合否、評語等は、別に定めるところによる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育による授業科目を国内において履修し、修得した単位の取扱いについて準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第25条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 入学前の既修得単位等の認定に関する必要な事項は、別に定める。

(編入学等の単位等の取扱い)

第28条 第11条第2項及び第15条の規定により編入学等を許可された者に係る既履修授業科目及び単位数（科目等履修生として修得した単位を含む。）の取扱いについては、別に定める。

第6節 休学、転学、留学及び退学

(休学)

第29条 疾病その他特別の理由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病等のため、修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第30条 休学期間は、1年以内とする。ただし、学長は特別の理由があるときは、1年

を超えない範囲内において休学期間の延長を許可し、又は命じることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第4条の修業年限及び第5条の在学年限に算入しない。

(復学)

第31条 学生は、休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第32条 他の大学へ入学又は転入学を志願する者又は本学の他の学部へ入学を志願する者は、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(留学)

第33条 外国の大学等に留学を志願する者は、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

2 前項の留学期間は、第4条に規定する修業年限及び第5条に規定する在学年限に算入する。

3 前項に定めるもののほか、留学に関する規則は、別に定める。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第5条に定める在学年限を超えた者

(2) 第30条第1項及び第2項に定める休学期間を超えた者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可になった者若しくは半額免除が許可になった者で所定の期日までに入学料を納付しない者又は徴収猶予を許可された者で猶予された期日までに入学料を納付しない者

第7節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第36条 学部へ第4条に定める修業年限以上在学し、所定の授業科目を履修し、125単位以上を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 前項の卒業要件の授業のうち、60単位を上限として別に定めるところにより多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 卒業に要する授業科目及び履修単位については、別に定める。

4 学長は、卒業を認定した者に対し、本学学位規程の定めるところにより、卒業証書・学位記を授与する。

(学位)

第37条 学部において授与する学位は、学士（言語・地域文化）とする。

第8節 賞罰

(表彰)

第38条 学生として、表彰に価する行為があったときは、学長は、これを表彰する。

(懲戒)

第39条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者については、教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みのない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、第5条の在学年限に算入し、第4条の修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が3月を超えないときは、教授会の議を経て第4条の修業年限に算入することができる。

第3章 雑則

第1節 研究生等

(研究生)

第40条 本学において、特定の専門事項について研究指導を受けることを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第41条 本学において、特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第42条 他大学等、外国の大学並びに大学以外の教育施設等（以下「外国の大学等」という。）の学生で、本学において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学等、外国の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第43条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 寄宿舍

(寄宿舍)

第44条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 授業料等

(授業料等)

第45条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額及び徴収方法は、国立大学法人東京外国語大学授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

(休学の場合の授業料)

第46条 休学を許可し、又は命じた場合、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。ただし、月の始めから休学する場合は、休学した月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(入学料及び授業料の免除及び徴収猶予、並びに寄宿料の免除)

第47条 入学料又は授業料の納付は、経済的理由により納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合、又はその他止むを得ない事情があると認める場合は、願い出により全額又は一部を免除又は徴収猶予、寄宿料の納付は、特別の事情があると認められる者に対しては、願い出により、免除することがある。

2 入学料の免除及び徴収の猶予については、別に定める。

3 授業料の免除及び徴収の猶予については、別に定める。

4 寄宿料の免除については、別に定める。

(検定料の免除)

第48条 風水害等の災害を受ける等止むを得ない事情があると認める場合は、願い出により検定料の全額を免除することがある。

2 検定料の免除については、別に定める。

(既納の授業料等)

第49条 既納の授業料、入学料、検定料及び寄宿料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学する月の前月末日までに入学を辞退した場合及び前半期（春学期及び夏学期をいう。）分授業料徴収の際、後半期（秋学期及び冬学期をいう。）分授業料を併せて納付した者が、後半期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合、並びに検定料のうち第2段階目の選抜に係る額については、納付者が第1段階選抜で不合格となった場合、及び第48条の規定により免除された場合は、この限りでない。

第4節 公開講座

(公開講座)

第50条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この学則の改正に伴い、特設日本語学科に関し、東京外国語大学学則の特例を定める規則（昭和46年12月17日制定）は、廃止する。

3 この学則の施行日現在に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年7月1日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行し、インドネシア・マレーシア語学科のマレーシア語学文学講座に開設する授業科目及びその修得すべき単位数については、昭和59年4月11日から適用する。
- 2 インドネシア語学科は、この学則による改正後の学則第11条の規定にかかわらず、昭和59年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、当該学科学生に開設する授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月17日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。
- 2 特設日本語学科は、この学則による改正後の学則第11条の規定にかかわらず、昭和60年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、当該学科学生に開設する授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月5日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 第11条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、昭和61年度から昭和63年度までは、次のとおりとする。

学 科	昭和 61 年度	昭和 62 年度	昭和 63 年度
英米語学科	282 名	284 名	286 名
フランス語学科	242 名	244 名	246 名
イタリア語学科	122 名	124 名	126 名
ドイツ語学科	242 名	244 名	246 名
ロシア語学科	242 名	244 名	246 名
スペイン語学科	282 名	284 名	286 名
ポルトガル・ブラジル語学科	122 名	124 名	126 名
中国語学科	242 名	244 名	246 名
朝鮮語学科	62 名	64 名	66 名

モンゴル語学科	62名	64名	66名
インド・パキスタン語学科	123名	126名	129名
インドネシア・マレーシア語学科	112名	124名	126名
インドシナ語学科	135名	150名	165名
アラビア語学科	62名	64名	66名
ペルシア語学科	62名	64名	66名
日本語学科	150名	165名	180名
合 計	2,544名	2,613名	2,672名

3 昭和60年度以前の入学者については、第23条第1項、第24条第1項、第31条第1項第2号及び第32条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和61年4月16日から施行し、昭和61年4月5日から適用する。

附 則

この学則は、昭和61年10月22日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年3月13日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和62年4月6日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

2 第11条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、昭和62年度から平成元年度までは、次のとおりとする。

学 科	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度
英米語学科	286名	290名	294名
フランス語学科	246名	250名	254名
イタリア語学科	126名	130名	134名
ドイツ語学科	246名	250名	254名
ロシア語学科	246名	250名	254名
スペイン語学科	286名	290名	294名
ポルトガル・ブラジル語学科	126名	130名	134名
中国語学科	246名	250名	254名
朝鮮語学科	66名	70名	74名
モンゴル語学科	66名	70名	74名
インド・パキスタン語学科	130名	137名	144名
インドネシア・マレーシア語学科	126名	130名	134名
インドシナ語学科	150名	165名	180名
アラビア語学科	66名	70名	74名
ペルシア語学科	66名	70名	74名
日本語学科	165名	180名	180名
合 計	2,643名	2,732名	2,806名

附 則

この学則は、昭和63年1月20日から施行し、インド・パーキスタン語学科の講座及び授業科目の名称改正については、昭和62年5月21日から適用する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和63年4月7日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 第11条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、昭和63年度から平成2年度までは、次のとおりとする。

学 科	昭和63年度	平成元年度	平成2年度
英米語学科	292名	298名	302名
フランス語学科	251名	256名	259名
イタリア語学科	131名	136名	139名
ドイツ語学科	251名	256名	259名
ロシア語学科	251名	256名	259名
スペイン語学科	291名	296名	299名
ポルトガル・ブラジル語学科	130名	134名	136名
中国語学科	251名	256名	259名
朝鮮語学科	71名	76名	79名
モンゴル語学科	70名	74名	76名
インド・パーキスタン語学科	137名	144名	148名
インドネシア・マレーシア語学科	131名	136名	139名
インドシナ語学科	165名	180名	180名
アラビア語学科	71名	76名	79名
ペルシア語学科	71名	76名	79名
日本語学科	180名	180名	180名
合 計	2,744名	2,830名	2,872名

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成元年4月19日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
- 2 第11条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、平成元年度から平成3年度までは、次のとおりとする。

学 科	平成元年度	平成2年度	平成3年度
英米語学科	298名	302名	304名
フランス語学科	256名	259名	260名
イタリア語学科	136名	139名	140名
ドイツ語学科	256名	259名	260名

ロシア語学科	256名	259名	260名
スペイン語学科	296名	299名	300名
ポルトガル・ブラジル語学科	134名	136名	136名
中国語学科	256名	259名	260名
朝鮮語学科	76名	79名	80名
モンゴル語学科	74名	76名	76名
インド・パキスタン語学科	144名	148名	148名
インドネシア・マレーシア語学科	136名	139名	140名
インドシナ語学科	180名	180名	180名
アラビア語学科	76名	79名	80名
ペルシア語学科	76名	79名	80名
日本語学科	180名	180名	180名
合 計	2,830名	2,872名	2,884名

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 平成2年4月1日前に在学し、卒業するまでに改正前の学則に規定する教育職員免許状の所要資格を得た者は、当該旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

附 則

- 1 この学則は、平成2年6月27日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 2 第11条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、平成2年度から平成4年度までは、次のとおりとする。

学 科	平成2年度	平成3年度	平成4年度
英米語学科	302名	304名	304名
フランス語学科	259名	260名	260名
イタリア語学科	139名	140名	140名
ドイツ語学科	259名	260名	260名
ロシア語学科	259名	260名	260名
スペイン語学科	299名	300名	300名
ポルトガル・ブラジル語学科	136名	136名	136名
中国語学科	259名	260名	260名
朝鮮語学科	79名	80名	80名
モンゴル語学科	76名	76名	76名
インド・パキスタン語学科	148名	148名	148名
インドネシア・マレーシア語学科	139名	140名	140名
インドシナ語学科	180名	180名	180名
アラビア語学科	79名	80名	80名
ペルシア語学科	79名	80名	80名

日本語学科	180名	180名	180名
合 計	2,872名	2,884名	2,884名

附 則

この学則は、平成3年3月6日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- ロシア語学科は、この学則による改正後の学則第11条の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 第11条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、平成3年度から平成5年度までは、次のとおりとする。

学 科	平成3年度	平成4年度	平成5年度
英米語学科	304名	304名	304名
フランス語学科	260名	260名	260名
イタリア語学科	140名	140名	140名
ドイツ語学科	260名	260名	260名
ロシア・東欧語学科	300名	340名	380名
スペイン語学科	300名	300名	300名
ポルトガル・ブラジル語学科	136名	136名	136名
中国語学科	260名	260名	260名
朝鮮語学科	95名	110名	125名
モンゴル語学科	76名	76名	76名
インド・パキスタン語学科	148名	148名	148名
インドネシア・マレーシア語学科	140名	140名	140名
インドシナ語学科	180名	180名	180名
アラビア語学科	80名	80名	80名
ペルシア語学科	80名	80名	80名
日本語学科	180名	180名	180名
合 計	2,939名	2,994名	3,049名

附 則

- この学則は、平成3年4月12日から施行する。
- ロシア語学科に開設する授業科目及びその履修方法については、この学則による改正後の学則第27条別表第4の規定にかかわらず、平成3年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間は、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成3年12月19日から施行する。

附 則

- この学則は、平成4年4月1日から施行する。

- 2 インドネシア・マレーシア語学科及びインドシナ語学科は、この学則による改正後の学則第11条の規定にかかわらず、平成4年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成4年6月19日から施行し、平成4年4月10日から適用する。
- 2 インドネシア・マレーシア語学科及びインドシナ語学科に開設する授業科目及びその履修方法については、この学則による改正後の学則第27条別表第4の規定にかかわらず、平成4年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 アラビア語学科及びペルシア語学科は、この学則による改正後の学則第11条の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、当該学科学生に開設する授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。
- 3 第11条に規定するロシア・東欧語学科、朝鮮語学科、東南アジア語学科及び中東語学科の収容定員は、改正後の同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	平成5年度	平成6年度
ロシア・東欧語学科	315名	
朝鮮語学科	125名	
東南アジア語学科	240名	360名
中東語学科	55名	110名

- 4 改正後の第11条の規定にかかわらずロシア語学科、インドネシア・マレーシア語科、インドシナ語学科、アラビア語学科及びペルシア語学科の収容定員は、次のとおりとする。

学 科	平成5年度	平成6年度	平成7年度
ロシア語学科	65名		
インドネシア・マレーシア語学科	70名	35名	
インドシナ語学科	90名	45名	
アラビア語学科	60名	40名	20名
ペルシア語学科	75名	55名	35名

附 則

この学則は、平成6年2月2日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年6月7日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 第13条に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成7年度から平成9年度までは、次のとおりとする。

課 程	平成7年度	平成8年度	平成9年度

欧米第一課程	141名	282名	423名
欧米第二課程	209名	418名	627名
ロシア・東欧課程	105名	210名	315名
東アジア課程	119名	238名	357名
東南アジア課程	120名	240名	360名
南・西アジア課程	92名	184名	276名
日本課程	45名	90名	135名
合 計	831名	1,662名	2,493名

- 3 この学則改正前の各学科は、改正後の学則第13条の規定にかかわらず、平成7年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとし、当該学科に開設する授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。
- 4 各学科の収容定員は、改正後の第13条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	平成7年度	平成8年度	平成9年度
英米語学科	228名	152名	76名
フランス語学科	195名	130名	65名
イタリア語学科	105名	70名	35名
ドイツ語学科	195名	130名	65名
ロシア・東欧語学科	315名	210名	105名
スペイン語学科	225名	150名	75名
ポルトガル・ブラジル語学科	102名	68名	34名
中国語学科	195名	130名	65名
朝鮮語学科	105名	70名	35名
モンゴル語学科	57名	38名	19名
インド・パキスタン語学科	111名	74名	37名
東南アジア語学科	360名	240名	120名
中東語学科	110名	110名	55名
日本語学科	135名	90名	45名
合 計	2,438名	1,662名	831名

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第13条に定める収容定員は、平成8年度から平成10年度までは、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課 程	平成8年度	平成9年度	平成10年度
欧米第一課程	282名	423名	564名
欧米第二課程	413名	617名	821名
ロシア・東欧課程	205名	305名	405名
東アジア課程	238名	357名	476名

東南アジア課程	240名	360名	480名
南・西アジア課程	184名	276名	368名
日本課程	90名	135名	180名
合 計	1,652名	2,473名	3,294名

附 則

- 1 この学則は、平成9年5月28日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 第13条に定める収容定員は、平成9年度から平成11年度までは、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課 程	平成9年度	平成10年度	平成11年度
欧米第一課程	443人	604人	604人
欧米第二課程	617人	821人	816人
ロシア・東欧課程	305人	405人	400人
東アジア課程	352人	466人	461人
東南アジア課程	360人	480人	480人
南・西アジア課程	271人	358人	353人
日本課程	135人	180人	180人
合 計	2,483人	3,314人	3,294人

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月23日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 第13条に定める収容定員は、平成10年度から平成12年度までは、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課 程	平成10年度	平成11年度	平成12年度
欧米第一課程	599人	594人	589人
欧米第二課程	808人	790人	777人
ロシア・東欧課程	405人	400人	400人
東アジア課程	476人	481人	476人
東南アジア課程	480人	480人	480人
南・西アジア課程	346人	329人	312人
日本課程	180人	180人	180人
合 計	3,294人	3,254人	3,214人

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月28日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 第13条に定める収容定員は、平成11年度から平成13年度までは、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課 程	平成11年度	平成12年度	平成13年度
-----	--------	--------	--------

欧米第一課程	588 人	577 人	566 人
欧米第二課程	789 人	775 人	761 人
ロシア・東欧課程	400 人	400 人	400 人
東アジア課程	472 人	458 人	449 人
東南アジア課程	460 人	440 人	420 人
南・西アジア課程	329 人	312 人	300 人
日本課程	180 人	180 人	180 人
合 計	3,218 人	3,142 人	3,076 人

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 30 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 15 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 10 月 2 日から施行し、平成 19 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する

附 則

この学則は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部は、平成24年3月31日に同学部に在学する者（以下「外国語学部在学者」という。）及び同年4月1日以降に外国語学部在学者の属する年次に入学する者が外国語学部在学しなくなるまでの間、存続するものとし、教育課程、履修方法、その他学生の教育に必要な事項、学部長の設置及び教授会の設置は従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 外国語学部は、第2条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に同学部に在学する者及び同年4月1日以降に同学部に入学する者が当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとし、学部長その他の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、学則第41条の2第3号に定めるショートビジットについては、準用できるものとする。
- 3 第13条の2に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度にあつては、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成24年度	平成25年度	平成26年度
言語文化学部	言語文化学科	370人	740人	1,125人
国際社会学部	国際社会学科	375人	750人	1,140人
合 計		745人	1,490人	2,265人

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第9条の5の規定については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成28年7月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成28年11月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター教授会規程（平成12年4月12日制定）及び国立大学法人東京外国語大学保健管理センター教授会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 第13条の2に定める収容定員は、改正後の同条の規定にかかわらず、平成31年度から平成33年度にあっては、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成31年度	平成32年度	平成33年度
言語文化学部	言語文化学科	1,475人	1,440人	1,400人
国際社会学部	国際社会学科	1,490人	1,450人	1,405人
国際日本学部	国際日本学科	75人	150人	235人
合 計		3,040人	3,040人	3,040人

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年6月30日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学学則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年11月30日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学学則の規定は、令和3年10月29日から適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年12月20日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。